

【泊まって応援！周南お楽しみクーポン】 クーポン券配布宿泊施設募集のご案内

エネルギー価格高騰に対する影響緩和、アフターコロナに向けた事業再構築を含めた事業継続支援を行う目的で、周南市では、市内の観光関連事業者において共通して使用できるクーポン券を発行し、市内の宿泊旅行者に配布することによって市内消費を喚起する、「泊まって応援！周南お楽しみクーポン事業（第4弾）」を実施します。

つきましては、下記の内容にてクーポン券を配布していただける【宿泊施設】を募集します。

※第4弾の今回も、1人1回の宿泊につき1枚のみ宿泊料金にも利用できます。

1 キャンペーン内容

クーポン券配布期間内に対象宿泊施設に宿泊する方（無料宿泊者を除く）へ、市内の登録店舗で使用できる額面1,000円のクーポン券を1人あたり2枚配布します。【クーポン券発行数 5万枚（25,000セット）】

※昨年同様、連泊の場合も1人1回のみでの配布となります。

※1人1回の宿泊につき1,000円×2枚を1セット（連泊の場合も1セットまで）
※クーポン券は、チェックイン時に配布。（食事のあり・なしは問わない。）
例）大人2名、小学生（有料）1名、乳児（無料）1名 計4名で2泊の場合
→3名分の3セット（1,000円×6枚）を配布。



昨年同様、1人1回の宿泊につき1枚のみ宿泊代金の支払いに使用可能。

※例）大人2名、小学生（有料）1名、乳児（無料）1名 計4名で2泊の場合
配布された6枚（6,000円分）のうち、3枚（3,000円分）は
宿泊代金として支払いに利用可能。

※クーポンはチェックイン時にお渡しするため、当日現金決済の場合に限り1人1回1枚のみ宿泊料金に充当できます。カード決済等の事前決済の場合は宿泊料金に充当できませんので、その旨各宿泊施設でホームページ等に掲載して周知をお願いいたします。

2 クーポン券配布期間

令和5年11月1日（水）から令和6年1月15日（月）
（但し、クーポン券がなくなり次第終了）

3 クーポン券利用期間

令和5年11月1日（水）から令和6年1月22日（月）まで

4 クーポン券取扱店舗登録条件（取扱店舗は別に募集します。）

周南市内に店舗を持ち、各事業所において、感染対策の必要性に応じて自主的に感染対策に取り組む、土産物店、飲食店（テイクアウト、移動販売含む）、日帰り入浴施設、レジャー・体験施設、タクシー、宿泊施設などが対象です。

※宿泊施設内の売店・食堂は、別に登録店舗として登録する必要があります。
詳しくは、別冊子「取扱店舗募集のご案内」をご覧ください。

5 宿泊施設登録条件

以下の（１）から（８）全ての条件を満たす必要があります。

- （１）市内にある宿泊施設で、クーポン券の管理等を適切に行えること。
※クーポン券の配布状況を、概ね２週間に１回程度の頻度で、（一財）周南観光コンベンション協会に、クーポン券配布実績報告書（様式第３号）により報告すること。（※FAX可）
- （２）クーポン券が少なくなったら周南観光コンベンション協会に報告し、追加配布した枚数が無くなるまで配布すること。
- （３）個人情報の管理を適切に行えること。
- （４）旅館業法第２条第２項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第３項に規定する簡易宿所営業の許可を受けていること。
- （５）各宿泊施設において、感染対策の必要性に応じて自主的に感染対策に取り組んでいること。
- （６）「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年７月１０日法律第１２２号）の第２条第６項第４号に規定される施設ではないこと。
- （７）「山口県暴力団排除条例（平成２２年山口県条例第２３号）」を遵守すること。
- （８）その他公序良俗に反する営業を行う社又は事業者ではないこと。
上記、関係法令等の登録条件に反する事実が判明した場合は、登録を取り消すこととなりますのでご注意ください。

6 登録申請手続き

第一次締切：９月２５日（月）１８時（郵送の場合、当日消印有効）

提出書類

1. クーポン券の配布を希望される施設の方
 - ①クーポン券発行事業宿泊施設登録申請書
2. クーポン券の宿泊料金への充当を希望される施設の方
 - ②クーポン券取扱店舗事業者登録兼口座登録申請書
 - ③通帳の写し（通帳の表紙とカタカナで口座名義が記載されたページの写しを添付）

例）クーポン券の配布と、宿泊料金への充当を希望される方は、①②③の提出が必要です。

宿泊施設内の売店・食堂での取り扱いについては、宿泊料金への充当申請とは別に、登録店舗として登録する必要があります。
詳しくは、別冊子「取扱店舗募集のご案内」をご覧ください。

提出書類を持参または郵送にて下記までご提出ください。

※昨年度のクーポン券配布宿泊施設につきましても、今年度再度申請が必要です。今年度申請が無い宿泊施設は、クーポン券配布宿泊施設として登録できません。

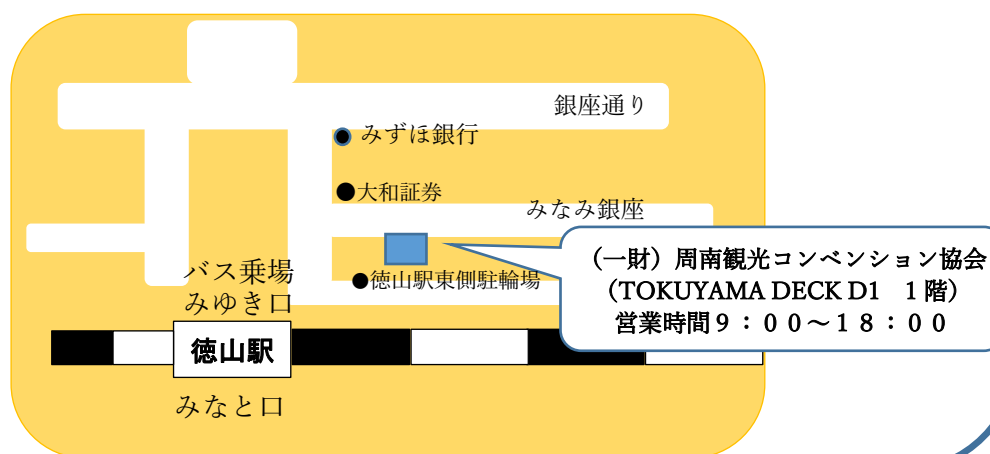
〒745-0033

周南市みなみ銀座1丁目26番地 TOKUYAMA DECK D1 1階

一般財団法人周南観光コンベンション協会

TEL：0834-33-8424 FAX：0834-33-8425

申請用紙は、周南観光コンベンション協会ホームページ（下記URL）よりダウンロードできます。 <https://kanko-shunan.com>



7 各宿泊施設へのクーポン券の配分

登録申請書にご記入頂いた昨年度の宿泊者数（実数）及び今年度の宿泊者数（見込み）により、周南観光コンベンション協会と周南市にて審査し、当初配分枚数を決定します。

その後は、各宿泊施設から2週間に1回程度提出して頂くクーポン券配布実績報告書により、適宜追加配布又は回収等の配布調整を行います。

配布終了時期に差がないようにするための措置ですので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

※クーポン券（取扱店舗一覧MAP付き）の受け渡しは10月下旬を予定。

8 換金方法（宿泊料金への充当登録をされた場合）

1 換金受付期間

令和5年11月1日（水）～令和6年2月5日（月）

2 換金受付場所

宿泊代金の支払いにクーポン券を使用された場合は、（一財）周南観光コンベンション協会が運営するまちのポート又は周南市役所観光交流課へ、①使用済みクーポン券、②支払請求書（後日（一財）周南観光コンベンション協会より、登録された各宿泊施設へ送付）を持参してください。内容確認後、クーポン券換金口座へ入金を予定しています。（期間中6回程度を予定。）

※換金にかかる詳細については、別途マニュアルにてお知らせします。

9 実施にあたっての注意事項

周南観光コンベンション協会との連絡手段を確保してください。

※クーポン券の配布は宿泊施設の判断で停止しないようお願いいたします。

※クーポン券の残数確認等のため、宿泊施設は、周南観光コンベンション協会との間で迅速に連絡の取れる通信手段の確保をしてください。

施設の電話番号、担当者の携帯番号、施設及び担当者のメールアドレスなどを指します。定休日以外の平日など、担当者不在時でも伝言を受け付けられる体制の確保をお願いします。

※市長が事業の継続が困難と判断したときは、事業を中止する場合があります。

10 今後のスケジュール（予定）

9月上旬	募集開始
9月25日（月）	初回登録申請締切18時（その後も随時受け付けます）
10月上旬	決定通知送付
10月下旬	宿泊施設へのクーポン券・事務マニュアル等の受け渡し
11月1日（水）	クーポン券配布（キャンペーン）開始

11 事業に関するお問い合わせ

【事業受託者】

○一般財団法人周南観光コンベンション協会（平日9：00～18：00）
TEL：0834-33-8424 FAX：0834-33-8425

【事業主体】

○周南市観光交流課（平日8：30～17：15）
TEL：0834-22-8372

発行 令和5年9月